

# 福岡県公報

令和二年十二月八日  
第百五十八号  
増刊  
①

## 目次

再掲

## 再掲

○福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (経営技術支援課) …………… 一

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第六十五号

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

福岡県肥料取締法施行細則(昭和六十年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第五条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に、「上欄」を「表示しなければならない対象肥料の欄」に、「下欄」を「表示事項の欄」に改める。

第六条第一項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」

に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。  
第七条中「肥料取締法施行令第四条」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令第七条」に改める。

別表中「別表(第五条)」を「別表(第5条)」に改め、同表四の項及び五の項を次のように改める。

4 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済セラチン等以外のものをいう。以下同じ。)が原料として使用された普通肥料(5に掲げるものを除く。)

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

(注) 動物由来たん白質に次に( )を付し、( )の中にその由来する動物種を記載することができます。

#### 記載例

この肥料には、動物由来たん白質(豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

5 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があります。

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(注) 牛等由来たん白質の次に( )を付し、( )の中にその由来する動物種を記載することができます。

#### 記載例

この肥料には、牛等由来たん白(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

様式第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

様式第五号中「肥料取締法施行令第4条」を「肥料の品質の確保等に関する法律第7条」に、「該肥料」を「当該肥料」に、「第5条」を「第8条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。